

企画提案仕様書

本仕様書は、延岡市ケアプリのべおか事業（以下「委託業務」という。）の委託に当たり、受託者が行う業務の仕様等を定めるものとする。

1 事業の名称

延岡市ケアプリのべおか事業

2 担当課

延岡市健康福祉部健康長寿課

3 事業実施期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

4 実施場所

(1) 実施圏域

日常生活圏域11圏域（別表1）のうち希望する圏域。

ただし、対象者のうち、他の圏域在住で自己通所できる者や送迎の対応ができる者は参加ができるものとする。

(2) 実施場所

利用者数を踏まえ、プログラム実施可能であるスペースを確保できる場所で実施する。

5 事業の趣旨・目的

当該事業は、地域においてリハビリテーション専門職などを生かした取組みを推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すものである。

専門職による運動・栄養・口腔・認知症予防といった生活機能の維持・改善、またフレイル予防等に関するセルフマネジメント力の習得のためのプログラムを実施することで、継続して高齢者が自立した在宅生活を送ることを目的とする。また、地域公共交通を活用することで、待ち時間等を活用して買い物や通院等を行う等、生活機能全般の維持向上と介護予防・重度化防止による健康寿命の延伸を目的とする。

6 事業内容

(1) 対象者

市内に居住する65歳以上の者で、介護予防又はフレイル予防等のセルフマネジメントに関する知識の習得・定着を目指す者。

(2) 実施内容・期間・時間・回数

① 実施内容の例は、以下のとおりとする。

- ・ 運動機能向上を目的とした体操教室
- ・ 機械を使った運動機能向上教室
- ・ プールなどを活用した有酸素運動教室

- ・ 調理や栄養の基礎や市販惣菜の選び方の習得を目的とした栄養改善教室
- ・ 口腔機能改善方法の習得を目的とした教室
- ・ 認知症予防教室 など

② 実施期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

③ 提供時間

90分から120分程度/1回あたりのプログラム

(準備) 15分から30分程度

- ・ 体調チェック、準備体操、筋トレ等

(専門プログラム) 1時間程度

- ・ 受託者の指導員又は外部講師による多様なプログラムを提供する。

(マネジメント指導) 15分から30分程度

- ・ 介護予防手帳を活用して、自宅での体操や日記といった課題の確認、アドバイス等
参加者自身が介護予防に努めるよう指導

④ 提供回数

1週間で1プログラムの実施を基本とする。

〈プログラム実施のスケジュールの例〉

当月				翌月	
1週目	2週目	3週目	4週目	1週目	2週目
運動	認知症予防	運動	栄養・口腔	運動	認知症予防

ただし、利用者の参加状況や受託者の実施体制等に応じて1週間に複数回プログラム提供することを可とする。複数回プログラムを提供した場合においても、年間委託料は当該事業委託に係る参考事業費を上限とする。

また、運動以外のプログラムについては、運動と合わせたプログラムを実施できることとするほか、必要に応じて柔軟な方法により実施することを認めるものとする。

⑤ 送迎

徒歩、公共交通機関の利用若しくは、家族の送迎を基本とする。ただし、身体的な理由や生活環境等により自己通所ができない場合は実施場所への送迎を可とする。

(3) 事業提供従事者

事業実施日には、下記の専門職が従事することが必須だが、委託による事業提供従事者の配置も可とする。

プログラム内容	従事者
運動機能向上・改善プログラム	理学療法士、作業療法士、看護師、介護福祉士、健康運動指導士、アスレティックトレーナー、レクリエーションインストラクター、柔道整復師等
栄養状態改善プログラム	管理栄養士、栄養士、調理師等
口腔機能向上・改善プログラム	歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士等
認知機能低下予防プログラム	医師、保健師、看護師、作業療法士、健康運動指導士等

(4) 事業提供補助者

事業実施の際、事業提供従事者に合わせ、下記の者が実施支援・補助を行うことも可とする。

想定する職種等	看護師、介護職員、本サービス事業を修了した者等
---------	-------------------------

(5) 人員基準等の順守

本事業の実施時間に同じ建物で介護保険法に基づくサービスを提供している場合は、介護保険法に基づくサービス人員基準及び設備基準を満たしたうえで、別に本事業の従事者を配置するものとする。

(6) 利用の申込

利用を希望する者は、利用したいプログラムを提供している実施者まで申込を行うものとする。事業者は申込があった際には、初回参加受付時に参加希望者の既往歴等の情報をヒアリングするものとする。

(7) 利用状況報告

受託者は、月ごとの利用者の利用状況について報告するものとする。

(8) その他の業務

- ・ 利用者の支援に関して地域包括支援センター等関係機関との連携
- ・ 送迎バス運行に関する調整（送迎を行う場合のみ）
- ・ プログラムの実施場所における設備及び備品等環境の衛生的な管理
- ・ その他事業の実施上必要となる事務等

7 事業の名称及び月間スケジュールに基づいた事業の提供

(1) 事業の名称

事業の名称は、自由表記とする。ただし、市民に親しみやすく、また、実施内容が分かりやすいものを設定すること。

なお、名称を新規に設定する際及び変更する際は、予め、健康長寿課の承認を必要とする。

(2) 月間スケジュールに基づいた事業の提供

受託者は、事業実施会場による月間スケジュールに基づき事業を提供するものとする。ただし、最寄のバスやコミュニティバスの時間を勘案してプログラムの提供開始時間を定めること。

また、定められた月間スケジュールにおいてプログラムの提供ができないときが生じた場合は、事前に健康長寿課の承認を得るものとする。

8 評価

受託者は、事業を提供するにあたり、月毎の客観的・主観的生活機能評価等の評価シート（任意様式）を作成して、利用者が介護予防・重度化防止のためのセルフマネジメントを行うことができるよう指導するものとする。

9 委託料及び利用者負担額

(1) 委託料の適切な処置

委託料は、原則として委託業務の実施に必要な経費のみに支出すること

(2) 委託料の支払い方法

委託料の支払い方法は、一括概算払いとし、事業完了時に精算する。

(3) 利用者負担額

事業に係る利用者負担額は、無料とする。ただし、公共交通を利用して通所する場合の運賃、施設の入館料、送迎サービスに係る費用等プログラム提供の際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

10 提出書類等

受託者は、本事業の遂行にあたり本仕様書の内容に基づき事業実施場所ごとに次の関係書類を作成し委託者に提出するものとする。様式は、委託者からの指示がないものは任意とする。

(1) 事業計画書

受託者は、委託期間開始から 10 日以内に、契約書に定めるもののほか、事業を効果的に実施しつつ事業の質を向上させるため、事業の目的と具体的計画を定めた計画書を作成し、契約締結後に提出して承認を得なければならない。また、計画書に変更が生じる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。

(2) 事業実施状況報告書

受託者は、月ごとの参加者を記した事業実施状況報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

11 参加者の安全管理及び体制

事業実施中の急病人や事故等が発生したときは、市、当該利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。また、その際の処置に関して、市へ報告し、その内容を記録・保管しなければならない。

(別表 1)

日常生活圏域別地区名一覧

圏域	地区名	町名等
中央	川中地区	中央通・北町・中町・南町・本町・柳沢町・船倉町・新町・須崎町 東本小路・桜小路・本小路・天神小路
	岡富地区	祇園町・紺屋町・博労町・恵比寿町・瀬之口町・北小路・高千穂通 岡富町・古川町・昭和町・川原崎町・日の出町
	南方地区	大貫町
東海	東海地区	大門町・栗野名町・大武町・牧町・柚の木田町・二ツ島町・無鹿町 檜山町・稲葉崎町・大峽町・差木野町・鹿小路・須佐町・川島町 白石町・追内町・水尻町・東海町・神戸町
	南浦地区	安井町・浦城町・須美江町・熊野江町・島浦町
土々呂	伊形地区	石田町・伊形町・上伊形町・下伊形町・北一ヶ岡・南一ヶ岡・旭ヶ丘 新浜町・松原町・土々呂町・櫛津町・妙見町・鯛名町・赤水町
南方	南方地区	野地町・野田町・野田・西階町・天下町・吉野町・松山町・小峰町 高野町・平田町・舞野町・行藤町・貝の畑町・細見町・小川町・岡元町 中三輪町・上三輪町
恒富南	恒富地区	共栄町・伊達町・構口町・平原町・鶴ヶ丘・塩浜町 若葉町・沖田町・片田町
岡富	岡富地区	幸町・栄町・萩町・山下町・中川原町・桜園町・中の瀬町・山月町 富美山町・岡富山・柚木町・宇和田町・鹿狩瀬町
	東海地区	桜ヶ丘・夏田町・尾崎町・祝子町・佐野町・大野町・妙町 桑平町・宮長町
恒富東	恒富地区	惣領町・浜砂・卸本町・出北・東浜砂町・長浜町・別府町・浜町・緑ヶ丘
	川中地区	方財町
恒富西	恒富地区	安賀多町・春日町・三ツ瀬町・永池町・中島町・旭町・大瀬町・北新小路 新小路・愛宕町・愛宕山・上大瀬町・出口町・西小路・恒富町・古城町 三須町・小野町
	南方地区	下三輪町
北方	北方地区	北方町全域
北浦	北浦地区	北浦町全域
北川	北川地区	北川町全域